



鳥取県公報

平成15年 5月27日(火)
第 7 4 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (351) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所等の廃止の届出 (352) (")	1
	土地改良区の役員の退任 (353) (耕地課)	2
	公共測量の終了 (354) (管理課)	2
	土地収用法による事業の認定 (355) (")	2
	開発行為に関する工事の完了 (356) (都市計画課)	3
教委告示	平成16年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (15) (高等学校課)	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	6

告 示

鳥取県告示第351号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人三木眼科	鳥取市松並町一丁目168 - 14	平成15年 4月 1日
赤ちゃん・こどもクリニックしんざわ	米子市西福原1654 - 2	"
イヨウ薬局福市店	米子市福市1668 - 2	"
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成15年 5月 1日

鳥取県告示第352号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
阿部医院	米子市角盤町二丁目101 - 3	平成14年9月30日
三木眼科	鳥取市松並町一丁目168 - 14	平成15年3月31日
赤ちゃん・こどもクリニックしんざわ	米子市西福原1654 - 2	"
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成15年4月30日

鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 増 田 高 徳 倉吉市丸山町477 - 1

平成15年4月17日退任

鳥取県告示第354号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（米子市都市計画基本図作成業務）
- 2 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村の全域
- 3 終了年月日 平成15年3月28日

鳥取県告示第355号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
日南町
- 2 事業の種類
特別養護老人ホーム日南石霞苑施設整備事業及びデイサービスセンター建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 日野郡日南町下石見字赤根原道上エノ上ミ地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

特別養護老人ホーム日南石霞苑施設整備事業及び老人デイサービスセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターを整備するものであり、これらの施設は、いずれも土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日南町は地方公共団体であることから、社会福祉事業を営むことができる団体であり、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、現施設に近接する土地（以下「本件土地」という。）に特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業により、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの定員が増員し、日南町はもとより県西部のこれらの施設の利用待機者の解消が図られるほか、施設利用者の個々の居住空間の確保、高齢者の自立支援の強化が図られる等、高齢者の福祉の向上への寄与が見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、交通の利便性が高いこと、協力病院である日南病院に近いこと等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 日南石霞苑整備計画策定委員会が町へ答申した内容に沿ったものであると認められる。

イ 日南町の高齢者の人口は今後も増加すると推定される一方で、現在の特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの施設の利用率は100パーセントとなっており、地域住民からこれらの施設の拡充整備の要望が寄せられている。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、日南町から申請のあった本件事業は法第20条各号に掲げる要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡日南町霞800

日南町役場福祉保健課

鳥取県告示第356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成15年4月10日鳥取県指令都計30第31号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡郡家町大字下門尾字硝ノ上及び冲向地内(第1工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市南吉方一丁目52
森本興産株式会社 代表取締役 森本美明

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第15号

平成16年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成15年5月27日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成16年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者若しくは平成16年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。
 - ア 実施期日
平成16年2月6日(金)
 - イ 検査内容
(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。
(イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
 - ウ 選抜方法
合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成16年3月11日（木）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成16年3月4日（木）及び5日（金）（学力検査は、平成16年3月4日（木））

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科が3教科の場合、実施教科の得点の合計を1.5倍又は2倍したものを合計得点とする。

(c) 実施教科が4教科の場合、実施教科の得点の合計又はその得点の合計を1.5倍若しくは2倍したものを合計得点とする。

(d) 実施教科が5教科の場合、実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科について、1.5倍又は2倍とする傾斜配点をすることができる。

(e) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、6対4から4対6までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定を2倍、学力検査を実施しない教科の評定を4倍し、その合計によるものとする。

エ 合格発表

平成16年3月11日（木）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成16年3月22日（月）

イ 検査内容

（ア）面接は、入学志願者全員に対して実施する。

（イ）学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成16年3月24日（水）

4 通信制課程における入学者選抜

通信制課程における入学者選抜については、教育委員会が別に定める。

5 配慮事項

（1）検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

（2）選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

（1）工 事 名 鳥取空港航空灯火整備工事

（2）工事場所 鳥取市湖山町

（3）工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施行により、鳥取空港内に設置している航空灯火設備を取り替える工事である。なお、本件工事は、午後10時から翌日の午前6時までの間に施工しなければならない。

（4）工事の規模、構造等

連鎖式閃光灯 29灯

連鎖式閃光灯論理制御盤改造 一式

滑走路中心線灯 66灯

滑走路灯 66灯

滑走路末端灯 36灯
滑走路末端補助灯 10灯
接地帯灯 90灯
誘導路中心線灯 18灯
舗装復旧 一式

(5) 工 期 平成15年7月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 228,498,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県内に本店を有する者にあつては、平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。

ウ 県外に本店を有する者にあつては、平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、電気工事に係るものを有すること。

エ 平成15年5月27日(火)から同年6月6日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成15年4月1日(火)から同年6月6日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 電気工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

ウ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している空港の、連鎖式閃光灯及び滑走路中心線灯の新設又は改修を当該空港の利用時間外に行う工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管

理したのものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 電気工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 電気工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、電気工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年5月27日(火)から同年6月6日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年5月27日(火)から同年6月6日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)

とする。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。
- (8) その他
入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工に掲げる監理技術者及び2の(4)のウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる主任技術者又は監理技術者のいずれかを技術者として専任で配置することを求めることがある。
- ア 共同企業体の代表者にあつては、2の(4)のウの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者
- イ 共同企業体の代表者以外の者にあつては、2の(3)の工の(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(4)のウの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（4工区）

(2) 工事場所 鳥取市布勢

(3) 工事内容

本件工事は、県立布勢総合運動公園陸上競技場の砂床構造のフィールドに別途支給する芝（ティフトン419）の張芝を行い、引渡しの日までスポーツ競技用の芝生のグラウンドとして最適な状態となるようその養生を行う工事である。

(4) 工事規模、構造等

張芝 7,314m²

芝生養生 7,314m²

芝刈り、散水、施肥、薬剤散布、目砂散布、エアレーション（土壌更新作業）、オーバーシート（冬芝の播種）等

(5) 工 期 平成15年6月から平成16年3月30日まで

(6) 予定価格 19,329,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 造園工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、造園工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 平成15年5月27日（火）から同年6月6日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日（火）から同年6月6日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成6年度以降に業務が完了している5,000平方メートル以上の芝生のグラウンド等の9月以上の期間にわたる管理を元請けとして実施した実績があること。ただし、共同企業体の構成員と実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の造園施工管理の検定に合格した者で、本件工事の施工期間中主任技術者として配置することができるものを有すること。
- (9) 次に掲げる芝生の養生に必要な機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。
 - ア 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）
 - イ 肥料散布機
 - ウ 動力噴霧機
 - エ スーパー（刈りかす等の集積機）

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年5月27日（火）から同年6月6日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年5月27日（火）から同年6月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡那家町大字那家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根原140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の検定に合格した主任技術者を主任技術者として専任で配置することを求めることがある。

(9) 本件工事の施工に当たっては、芝の種類がティフトン419であり、砂床構造であるサッカー競技場等のスポーツ競技用の芝生のグラウンドの管理を1年以上の期間にわたり実施した経験を有する者1名を契約を締結した日から30日以内に工事場所に配置し、かつ、その後の本件工事の施工期間中常駐させなければならない。

